

教 育 委 員 会 規 則 番 号	教育委員会規則名	公布年月日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 号	さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則	令和6年2月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 2 号	さいたま市立高等学校管理規則の一部を改正する規則	令和6年3月27日
教 育 委 員 会 規 則 第 3 号	さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	令和6年3月27日
教 育 委 員 会 規 則 第 4 号	さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和6年3月27日
教 育 委 員 会 規 則 第 5 号	さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則	令和6年3月27日
教 育 委 員 会 規 則 第 6 号	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和6年3月27日
教 育 委 員 会 規 則 第 7 号	さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則	令和6年3月27日

さいたま市教育委員会規則第1号

さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、市教育委員会が、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条に規定する教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）の特例に基づき授与する教育職員の特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）に関し、必要な事項を定め、もってさいたま市における学校教育の効果的な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「受検者」とは、特例特別免許状の授与に係る免許法第6条第1項に規定する教育職員検定（以下「検定」という。）を受ける者をいう。

(申請書類)

第3条 受検者は、特例特別免許状の授与に係る検定を申請するときは、次に掲げる書類を市教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 教育職員特別免許状検定授与願（様式第1号）
 - (2) 担当しようとする教科又は教科の領域の一部について有用な専門的知識経験又は技能（以下「有用な知識経験等」という。）を証明する書類
 - (3) 次の証明書のうち必要なもの
 - ア 卒業証明書
 - イ 免許状等の授与証明書、免許状等受得証明書又は免許状等の写し
 - ウ 学業成績証明書
 - (4) 人物に関する証明書（様式第2号）
 - (5) 身体に関する証明書（様式第3号）
 - (6) 履歴書（様式第4号）
 - (7) 戸籍抄本、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し
- 2 受検者は、その性質上前項第2号に規定する有用な知識経験等の証明書を得ることができないときは、自己申告書（様式第5号）をもってこれに代えることができる。
- 3 人物に関する証明は、学校の長若しくは所属の長又は免許法に定める実務証明責任者の作成した証明書によるものとする。

- 4 身体に関する証明は、医師の作成した証明書によるものとする。
- 5 第1項の申請をしようとする者は、任命又は雇用しようとする者からの推薦書を添付しなければならない。
- 6 第1項に掲げる書類のほか、市教育委員会は受検者に対し、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(検定の実施)

第4条 市教育委員会は、前条に規定する申請書類の提出があったときは、受検者の人物、実務、身体及び学力の各項目について、前条に掲げる書類に基づき、検定を行う。

第5条 市教育委員会は、実務及び学力に関する検定に関し、有用な知識経験等について、担当しようとする学校の種別及び教科を考慮して行う。

- 2 前項の有用な知識経験等の取扱いについては、市教育委員会教育長が別に定める。

(学識経験者等の意見聴取)

第6条 免許法第5条第4項の規定による学校教育に関し学識経験を有する者その他文部科学省令に定める者の意見の聴取に関し必要な事項については、別に定める。

(決定)

第7条 市教育委員会は、前条の規定による意見を聴取し、検定の合否の決定をする。

- 2 教育委員会は、前項の決定をしたときは、受検者に対し、書面をもってこれを通知する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市教育委員会教育長が別に定める。

(特例特別免許状の授与)

第9条 市教育委員会は、検定に合格し、かつ、教育委員会が実施する教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条に規定する教員の採用に関する選考に合格した者に対して、特例特別免許状（様式第6号）を授与する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員特別免許状検定授与願

（宛先）

さいたま市教育委員会

ふりがな			生年月日	年	月	日
氏名						
本籍地	都府県	電話番号				
現住所						
勤務（予定）校						
<p>私は、下記のとおり教育職員検定による教育職員免許状の授与を受けたいので、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する事項に該当しないことを宣誓の上、別紙関係書類を添えて出願します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号まで</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
授与を受けようとする免許状の種類						
同上の教科・教育領域						
出願の根拠法令						

様式第2号（第3条関係）

人物に関する証明書

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

年 _____ 月 _____ 日

証明者職・氏名 _____

記

項 目	観 察 の 内 容
社 会 性	
責 任 感	
自 主 性	
指 導 力	
研 究 心	
総合的所見	

様式第4号（第3条関係）

履 歴 書

氏名		生年月日	年 月 日
本籍地	都 道 府 県	現住所	

学 歴	学校名（課程等）	修 学 期 間	卒業・修了等
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	

所有免許状又は資格	免許状種類	教科等	免許状番号	授与年月日 (授与権者)	免許状に記載の氏名 (免許状に記載の本籍地)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)
			第 号	(年 月 日)	(都・道・府・県)

※ 所有する教育職員免許状は全て記入してください。

賞罰	無 有 (年 月 日)
----	---------------

※ 有無のいずれかに○を付け、「有」の場合、具体的に記入してください。

	年 月 日	事 項	職 名
	職		
歴			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 氏 名

特別免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に構造改革特別区域法第十九条及び教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について 特別免許状を授与する。

記

年 月 日

さいたま市教育委員会

印

第 号

根拠規定

教育機関名

基礎資格

教育機関名

卒業又は修了の年月日

備 考

さいたま市教育委員会規則第2号

さいたま市立高等学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立高等学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（副校長）</u> <u>第6条の2 学校に副校長を置くことができる。</u> <u>2 前条第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。</u> <u>3 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u> （主幹教諭） 第7条 [略] 2 主幹教諭は、校長（<u>副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長。次項において同じ。</u>）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。 3 [略]</p>	<p>（主幹教諭） 第7条 [略] 2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。 3 [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第3号

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。</p> <p>〔略〕</p> <p>学校教育部</p> <p>〔略〕</p> <p><u>教育課程指導課</u></p> <p>〔略〕</p> <p><u>生徒指導課</u></p> <p><u>管理係</u></p> <p><u>学校支援係</u></p> <p>〔略〕</p> <p>健康教育課</p> <p>保健係</p> <p>健康教育係</p> <p><u>おいしい給食サポート課</u></p> <p><u>給食施設係</u></p> <p><u>給食会計係</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>管理部</p> <p>〔略〕</p> <p>学校施設整備課</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 学校施設の建設に関すること。</p> <p>(3) 〔略〕</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。</p> <p>〔略〕</p> <p>学校教育部</p> <p>〔略〕</p> <p><u>指導1課</u></p> <p>〔略〕</p> <p><u>指導2課</u></p> <p><u>生徒指導対策係</u></p> <p><u>生徒指導支援係</u></p> <p>〔略〕</p> <p>健康教育課</p> <p>保健係</p> <p>健康教育係</p> <p><u>学校給食係</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>管理部</p> <p>〔略〕</p> <p>学校施設整備課</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 学校施設<u>(高等学校等を除く。)</u>の建設に関すること。</p> <p>(3) 〔略〕</p>

学校施設管理課

- (1)・(2) [略]
- (3) 学校施設台帳に関すること。
- (4) 学校用地に関すること。
- (5)・(6) [略]
- (7) 学校施設の目的外使用(継続的に使用する場合に限る。)に関すること。

- (8) [略]

学校教育部

[略]

教育課程指導課

- (1)～(22) [略]

[略]

生徒指導課

- (1)～(6)) [略]

- (7) 潤いの時間「人間関係プログラム」及び親子支援プログラムに関すること。

- (8) 地域に開かれた生徒指導の推進に関する
こと。

[略]

高校教育課

- (1)・(2) [略]

- (3) 高等学校等授業料等事務の連絡調整に
関すること。

- (4) 高等学校等の教職員の人事、サービス及び
研修(他の所管に属するものを除く。)に
関すること。

- (5) 高等学校等教育に係る指導及び助言(他
の所管に属するものを除く。)に
関すること。

- (6) 中高一貫教育に係る指導及び助言に
関すること。

健康教育課

- (1)～(4) [略]

- (5) [略]

- (6) [略]

- (7) [略]

学校施設管理課

- (1)・(2) [略]
- (3) 学校施設台帳(高等学校等を除く。)に
関すること。
- (4) 学校用地(高等学校等を除く。)に
関すること。
- (5)・(6) [略]
- (7) 学校施設(高等学校等を除く。)の
目的外使用(継続的に使用する
場合に限る。)に関する
こと。

- (8) [略]

学校教育部

[略]

指導1課

- (1)～(22) [略]

[略]

指導2課

- (1)～(6) [略]

- (7) 生徒指導総合計画の推進に関する
こと。

- (8) 潤いの時間「人間関係プログラム」及び
親子支援プログラムに関する
こと。

- (9) 地域に開かれた生徒指導の推進に
関すること。

[略]

高校教育課

- (1)・(2) [略]

- (3) 高等学校等施設の整備計画及び維持管理
(他の所管に属するものを除く。)に
関すること。

- (4) 高等学校等施設の目的外使用(継続的に
する場合に限る。)に
関すること。

- (5) 高等学校等授業料等事務の連絡調整に
関すること。

- (6) 高等学校等の教職員の人事、サービス及び
研修(他の所管に属するものを除く。)に
関すること。

- (7) 高等学校等教育に係る指導及び助言(他
の所管に属するものを除く。)に
関すること。

- (8) 中高一貫教育に係る指導及び助言に
関すること。

健康教育課

- (1)～(4) [略]

- (5) 給食施設の維持に関する
こと。

- (6) [略]

- (7) 学校給食調理場の安全衛生に関する
こと。

- (8) [略]

- (9) [略]

(8) 医療費援助に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

おいしい給食サポート課

(1) 給食施設の運営及び維持管理に関するこ
と。

(2) 学校給食調理場の安全衛生に関すること。

(3) 給食費援助に関すること。

(4) 学校給食費に関すること。

(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済制度掛金保護者負担金の徴収に関
すること。

(6) 学校給食用物資納入業者の登録に関する
こと。

[略]

(施設又は機関)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 第3類の施設又は機関は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、同表の左欄に掲げる課、所又は館が所管する。

課、所又は館	施設又は機関
おいしい給食サポート課	学校給食センター
[略]	

5 [略]

(10) 医療費及び給食費援助に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

[略]

(施設又は機関)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 第3類の施設又は機関は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、同表の左欄に掲げる課、所又は館が所管する。

課、所又は館	施設又は機関
健康教育課	学校給食センター
[略]	

5 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第4号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第23条 基準日以前6月以内の期間において、 <u>第9条第1項各号に掲げる者が条例の適用を受ける教職員</u> となった場合（同項第3号、第4号又は第5号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける <u>教職員</u> となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（ <u>同項第2号に掲げる者として在職した期間にあつては、週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員として在職した期間に限る。</u> ）は、前条第1項の勤務期間に算入する。	第23条 基準日以前6月以内の期間において、 <u>第9条第1項第1号、第3号、第4号又は第5号に掲げる者が条例の適用を受ける職員</u> となった場合（同項第4号又は第5号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける <u>職員</u> となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の勤務期間に算入する。
2 [略]	2 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年6月に支給する勤勉手当の勤務期間に算入するこの規則による改正後のさいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第23条第1項に規定する期間（令和5年12月2日から令和6年3月31日までのものに限る。）の算定に当たっては、令和5年12月2日から令和6年3月31日までの期間において改正後の規則第9条第1項第2号に掲げる職員（週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員に限る。）として在職した教職員については、改正後の規則第23条の規定にかかわらず、改正後の規則第9条の規定により算定した期間を、改正後の規則第23条第1項に規定する期間と

みなす。

さいたま市教育委員会規則第5号

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立特別支援学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域	学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域
さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	66	[略]	[略]	さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	66	[略]	[略]
	中学部										
	高等部										
さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	48	[略]	[略]	さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	48	[略]	[略]
	中学部										
	高等部										
学級数については、ひまわり特別支援学校は22学級、さくら草特別支援学校は <u>20</u> 学級を上限とする。						学級数については、ひまわり特別支援学校は22学級、さくら草特別支援学校は <u>18</u> 学級を上限とする。					

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第6号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>つわりその他の妊娠に起因する症状のため勤務することが著しく困難な場合</u> <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</u></p> <p><u>ア 妊娠中の場合 2週間の範囲内において必要と認める期間</u></p> <p><u>イ 妊娠4か月未満で流産した場合 当該流産の日から起算して7日の範囲内において必要と認める期間</u></p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(17) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 原則として一の年の7月から9月までの<u>期間</u>（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる教職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間）<u>内における連続する5日の範囲内の期間</u></p> <p>(18)～(24) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>妊娠中の教職員が妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合</u> <u>2週間の範囲内において必要と認める期間</u></p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(17) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 原則として一の年の7月から9月までの<u>期間内</u>における連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(18)～(24) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則中第24条第1項第5号の改正は令和6年4月1日から、同項第17号の改正は公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後のさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則第24条第1項第5号イの規定は、令和6年4月1日以後に同号イに掲げる場合に該当することとなった教職員について適用する。

さいたま市教育委員会規則第7号

さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
職種名	職務名	職種名	職務名
事務職員、技術職員又は指導主事	[略]	事務職員又は技術職員	[略]
[略]		[略]	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。